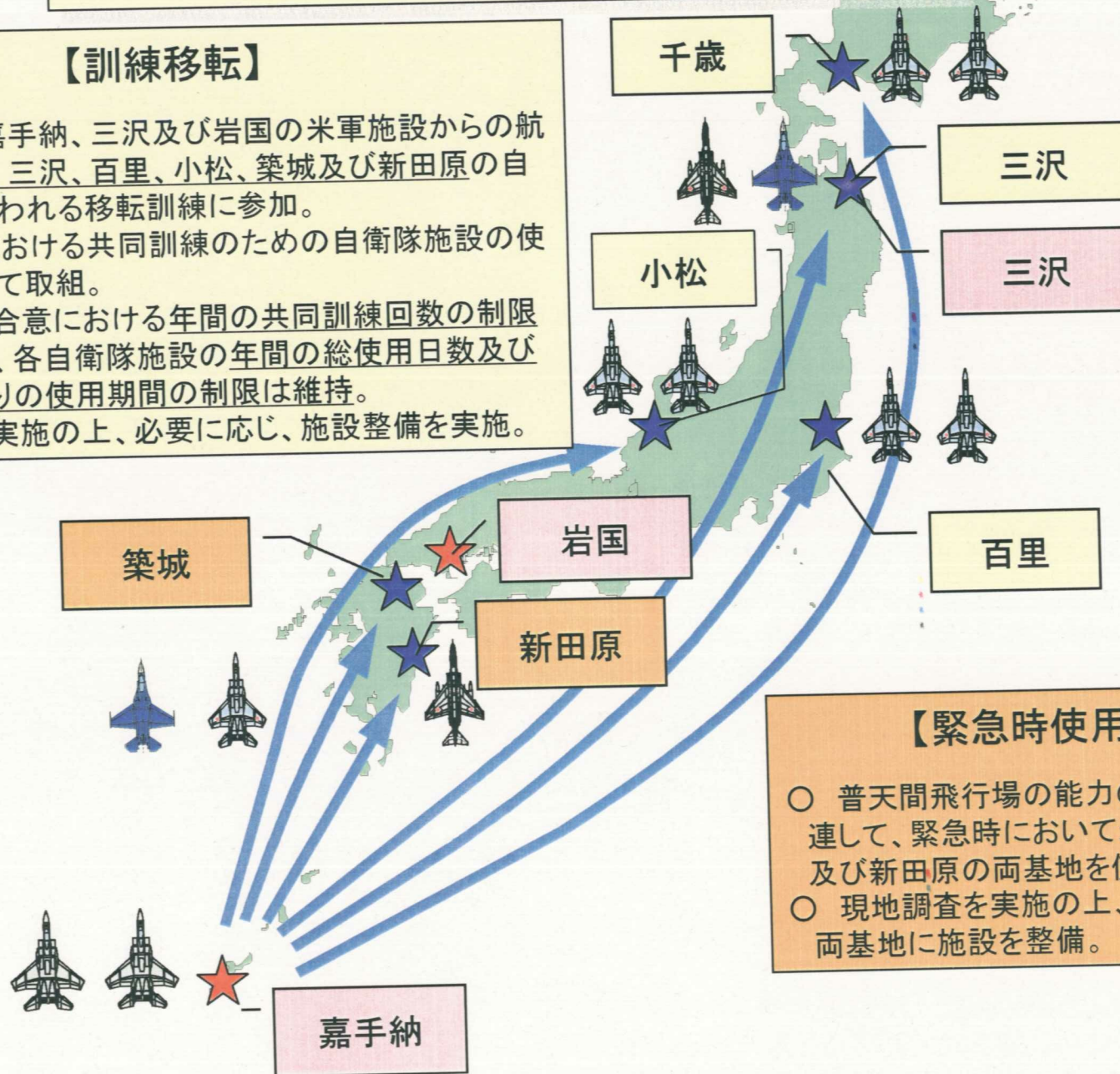


訓練移転及び緊急時使用

【訓練移転】

- 当面の間、嘉手納、三沢及び岩国の米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設で行われる移転訓練に参加。
また、将来における共同訓練のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取組。
- 日米合同委合意における年間の共同訓練回数の制限を撤廃するが、各自衛隊施設の年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限は維持。
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、施設整備を実施。



【緊急時使用】

- 普天間飛行場の能力の代替に関連して、緊急時において米軍が築城及び新田原の両基地を使用。
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、両基地に施設を整備。

3. 航空機の移駐等

弾道ミサイル防衛用移動式レーダー(Xバンドレーダー)の配備

空母艦載部隊(F/A-18×49、
EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2:
計59機)の岩国移駐

KC-130(12機)の岩国移駐

海自E/O/UP-3、U-36A(17機)の厚木移駐

CH-53D(8機)
のグアム移駐

KC-130(12機)はローテーションで
海自鹿屋基地やグアムに展開

(注)将来の民間空港の施設の一部
が岩国飛行場内におかれる。

